

特定非営利活動法人 日本ヴェルディ協会定款

平成 13 年（2001 年）3 月 22 日制定

平成 17 年（2005 年）3 月 28 日改正

平成 24 年（2012 年）9 月 11 日改正

平成 25 年（2013 年）2 月 20 日改正

平成 25 年（2013 年）8 月 13 日改正

平成 30 年（2018 年）5 月 25 日改正

令和 2 年（2020 年）4 月 15 日改正

令和 5 年（2023 年）3 月 25 日改正

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本ヴェルディ協会という。

なお、欧文では Verdi Society of Japan（ヴェルディ ソサエティ オブ ジャパン）と表記する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区におく。

（目的）

第 3 条 この法人は、ジュゼッペ・ヴェルディの音楽の鑑賞、演奏及び研究等を通じてその普及を図り、あわせて我が国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ② 国際協力の活動

（事業の種類）

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる下記の事業を行う。

- ① 演奏会
- ② 講演会、研究会、演奏研究発表会
- ③ 会報、ホームページ
- ④ この会の目的にそった演奏会への協力

- ⑤ 国内・海外のヴェルディ愛好家・団体との交流
- ⑥ ヴェルディ関係の著作物の出版

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員（以下“会員”という）は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下“法”という）上の社員とする。

- ① 正会員：この法人の目的に賛同して、所定の入会金及び年会費を納入した個人及び団体
- ② 一般会員：この法人の活動に参加することを希望して、所定の入会金及び年会費を納入した個人
- ③ 家族会員：正会員（個人）及び一般会員の家族で、この法人の活動に参加することを希望して、所定の入会金及び年会費を納入した個人

(入会)

第7条 すべての会員の入会について特に条件は設けない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 本人から退会の申し出があったとき
- ② 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- ③ 1年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 法令、定款に違反したとき
- ② この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 10人以上 24人以内
 - ② 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、若干名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 6 この法人は、名誉理事長、名誉顧問(駐日イタリア共和国大使)及び顧問をおくことができる。その選任は理事会において行う。

(役員職務)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の運営の重要事項を決定し、業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の委嘱を受けて、この法人の日常業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること

- ② この法人の財産の状況を監査すること
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- 6 顧問は、理事長および理事会に対し、会の運営に関する助言を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残留期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
 - ② 職務上の職務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で、報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第4章 会 議

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散又は合併
- ③ 事業計画及び予算並びにその変更
- ④ 事業報告及び決算
- ⑤ 役員を選任または解任、職務及び報酬
- ⑥ 入会金及び会費の額
- ⑦ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の手続きをしたとき
- ② 正会員総数の五分の一以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- ③ 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第 29 条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録書名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録書名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項

- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事総数の三分の一以上から理事会の目的である記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求があった日から1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録書名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録書名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ その他収益

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる自由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動にかかる事業の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定

⑥ 所轄庁による設立の認証の取消

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の四分の三以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑 則

(電磁的方法による通知等)

第54条 理事長は、第25条第3項の書面による通知の発出に代えて、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

- 2 前項の規定は、第34条第3項の書面による通知の発出について準用する。この場合において「正会員の承諾」とあるのは、「理事の承諾」と読み替えるものとする。

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の規定に関わらず、次のとおりとする。

理事長	樋口廣太郎
専務理事	原山 道衛
常務理事	井上 琢郎
”	酒井 章
”	永竹 由幸
”	英 順子
”	矢成 基行
理 事	浅地 正一
”	上野 尚一
”	菅 さおり
”	片桐 松樹
”	三枝 成章
”	塩田 亮三
”	Dario Ponissi (ダリオ・ポニッスイ)
”	英 正道
”	平沼 高明
”	松木 康夫
”	三浦 久司
監 事	阪田 登
”	平 眞彌

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成14年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成13年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 入会金	不要
② 年会費	正会員（個人） 2万円、（団体） 5万円
	一般会員 1万円
	家族会員 5千円

以上